

| | |
|-------------------------------------|--|
| 意見提出者 | KDDI株式会社 |
| 1. 項目 | 「非対面診療の禁止」に関する緩和 |
| 2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況 | 「情報通信機器を用いた診療」については、診療対象が限定され、かつ初診でない場合に限られている。遠隔医療におけるこれらの規制を緩和することにより、インターネットを通じた在宅医療及び医療支援サービスは大きく飛躍することが可能となる。今後、超高齢化社会において、医療施設が飽和状態となる中で、ICTにおける在宅医療を推奨することで、高齢者やその家族の安心を確保することができ、医療に関する国民の利便性を向上させるとともに、新たな市場の創出につながるものと考えている。しかし、このような遠隔医療における診療対象が限定されていることにより困難な状況となっている。 |
| 3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠 | 医師法第20条 非対面診療の禁止 健政発1075号 厚生省健康政策局長通知 |
| 4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案 | 遠隔医療における診療対象を原則してすべてとし、かつ初診の場合を含める。規制対象は、著しく危険性が伴うもののみとすべき。 |